



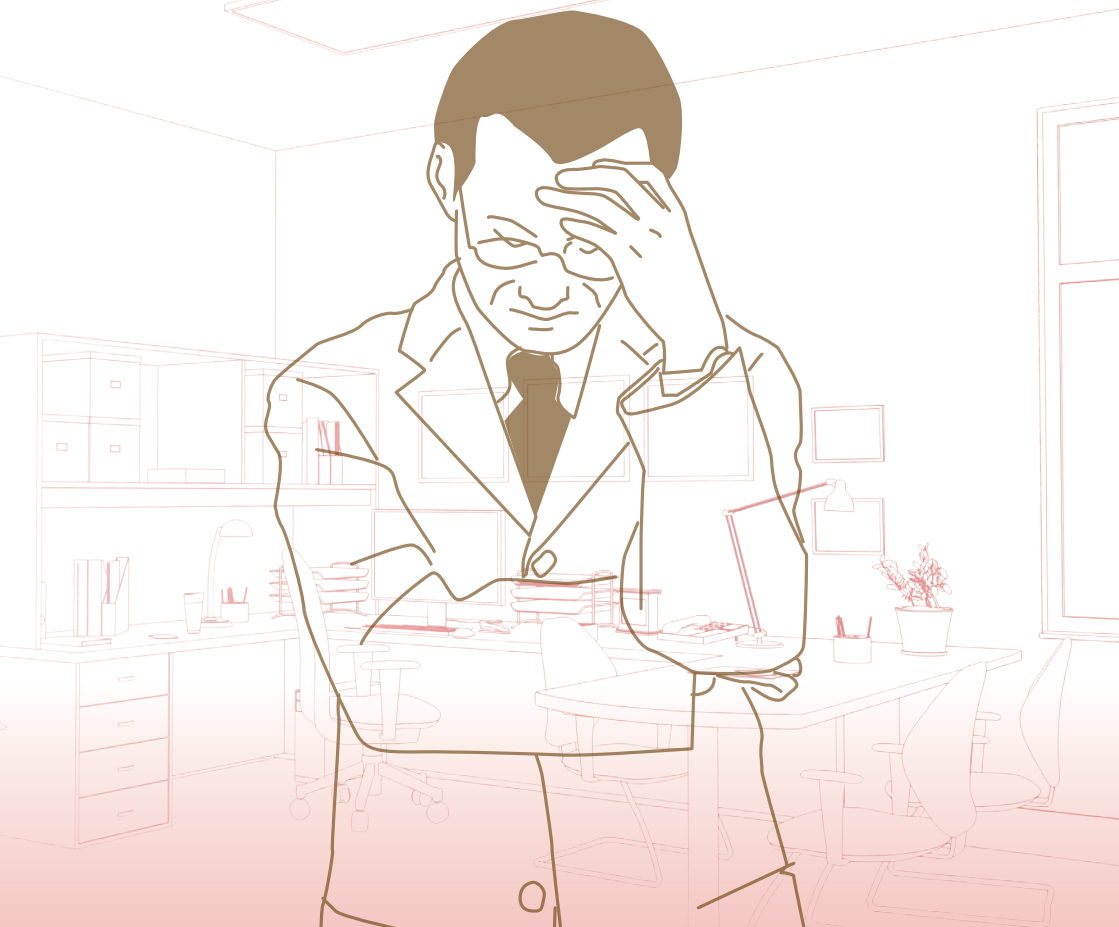
速習

You can surely do it.

もしものときの！

# 会社解散手続きのすべて

～かかる費用や登記申請、清算まで～



## はじめに

会社を設立して、これまでがんばってきたけれど…

「現在はもう業務を行っていない」

「業績が持ち直せないほど経営が悪化した」

「後継者がいない」

このような場合、会社の解散を検討することになります。

会社を解散する際には、法律で定められたとおりの手順を踏まなければなりません。

本誌では、会社解散の手続きの流れについて説明します。

### 【会社解散までのポイント】-----

- ・会社を解散するには、法律で定められたとおりの手順を踏まなければならない。
- ・解散手続きをしてから会社が消滅するまで、最低2ヶ月以上かかる。
- ・会社が債務超過で完済できる見込みがなければ、破産などの裁判所の手続きが必要になる。

### ----- 項 目 -----

- 第1章：会社を消滅させるには会社を解散する必要がある
- 第2章：会社解散～清算の手続きの流れ
- 第3章：債務超過の場合には倒産手続きとなる
- 第4章：会社解散の手続きをスムーズに行うにはよくあるご質問

## 第1章

# 会社を消滅させるには会社を解散する必要がある

### 会社の解散とは

検討を重ねた末に、とうとう「会社を解散する！」と決めた場合、解散について相談するにあたり、次のような質問が考えられます。

**Q** 現在、ほとんど会社の事業を行っていないのですが、正式に解散手続きをしたほうがいいですか？

**A** そうですね。今後、事業を再開する予定がないのであれば、解散したほうがいいと思います。

**Q** わかりました！  
とりあえず、株主総会で解散の決議をすればいいですか？

**A** はい、そうしてください。  
ただし、解散してもすぐに会社がなくなるわけではありません。  
解散後は、清算手続きを行う目的のみ会社は存続して、  
清算手続きが完了したときに消滅することになります。

### そもそも会社を解散するメリットって何？

【メリット1】 税金の負担や申告の手間をなくすることができる

【メリット2】 役員登記の手間や過料のリスクをなくすることができる

会社を解散すれば、税金の負担や申告の手間をなくすることができるというメリットがあります。

たとえ事業活動を行っていなかったとしても、会社として存続している限り、会社には法人住民税の均等割（東京都の場合、最低7万円）がかかります。

また、会社は利益が出ていなくても、毎年決算申告を行わなければなりません。会社を解散すれば、こうしたコストや手間が発生しなくなります。

加えて、会社として存続している限りは、休眠中であっても、役員の任期満了時には役員重任登記が必要です。

もし登記を怠った場合には、代表者が100万円以下の過料（罰金）に処せられる可能性があります。会社を解散すれば、こうしたリスクも回避することができます。

とはいえ、会社を解散するためには、法律で定められた一定の手続きを踏まなければならない、少なくとも2ヶ月以上の期間がかかります。

しかし、一度手続きを行ってしまえばその後の負担はなくなるので、事業を行っていない場合などには休眠会社として放置するのではなく、正式に会社を解散するメリットは大きいと言えます。

## 会社の解散事由（株式会社の場合）

### ★知っておきたいポイント

株式会社が自主的に解散する場合「株主総会の決議」によって解散できる

会社を解散するには、法律に定められた手続きを踏まなければならない。そもそも、会社というのは何の理由もなく解散できるわけではなく、一定の事由に該当した場合に解散できることになっています。

会社法（471条）では、株式会社は次の事由によって解散するものとされています。

## 第2章

# 会社解散～清算の手続きの流れ

### ★知っておきたいポイント

解散して清算終了するまで、登記や税務申告など、様々なプロセスを経る必要がある

前述のとおり、会社の解散事由として「株主総会の決議」が定められていますので、自主的に会社を解散したい場合には、株主総会の決議によることになります。

株主総会の決議で会社を解散する場合の流れは、図1のようになります。



図1 株主総会の決議で会社を解散する場合の流れ

それでは、それぞれの項目について簡潔に解説していきます。

### ① 株主総会の特別決議

株主総会で会社の解散決議を行う場合には、普通決議ではなく、特別決議が必要です。特別決議とは、発行済株式総数の過半数の株式を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成多数をもってする決議になります。

なお、株主総会では、清算人の選任も同時に行うことが多くなっています。清算人とは、会社解散後の清算事務を行う人のことです。清算人について定款で定められていない場合、株主総会で清算人を選任することもできます。定款や株主総会の決議で決まった清算人がいない場合には、取締役が清算人になります。

▶作成書類：臨時株主総会議事録

### ② 解散・清算人選任の登記

解散の日から2週間以内に、法務局で解散及び清算人選任登記を申請します。登記申請の際には、定款、株主総会議事録などが必要になります。

登録免許税は、解散の登記が3万円、清算人選任の登記が9,000円で、合計3万9,000円となります。

▶作成書類：株式会社解散及び清算人選任登記申請書

【添付書類】

- ・株主総会議事録
- ・定款
- ・就任承諾書
- ・株主リスト

### ③ 税務署などへ解散の届出

会社を解散したら、税務署、都道府県税事務所、市区町村役場、社会保険事務所、ハローワーク、労働基準監督署などへの届出が必要になります。

▶作成書類：会社解散届

## 小冊子「速習」ご注文書

お手数ですが、本ページをコピーしてご利用下さい。

..... ご注文内容 .....

中小企業経営研究会 行 FAX.03-6808-9678

貴社名

お届け先ご住所 〒

.....  
TEL:

FAX:

.....  
Eメール:

@

.....  
ご担当者 (部署・お名前)

.....  
通信欄 配達日指定など

書名	注冊数
会社解散手続きのすべて.....	2024年 4月号 × ( )
マネジメント力強化の方法.....	2024年 3月号 × ( )
サイバー攻撃への対処法.....	2024年 2月号 × ( )
新入社員を即戦力に育てる独自メソッド.....	2024年 1月号 × ( )
「OODAループ」と「PDCAサイクル」.....	2023年 12月号 × ( )
「社内ネットワーク」の構築法.....	2023年 11月号 × ( )
ヒヤリハットの概念.....	2023年 10月号 × ( )
昇進させるべき社員の特徵.....	2023年 9月号 × ( )
最適な給与を試算するために! 人件費の基礎知識.....	2023年 8月号 × ( )
いまさら聞けない! 「中小企業のSEO対策」.....	2023年 7月号 × ( )
5S活動の基礎講座.....	2023年 6月号 × ( )
Win-Winな関係を構築するコミュニケーションスキル.....	2023年 5月号 × ( )

- 価格: 1冊 700円 (定価500円 + 税)(+ 送料150円)  
10冊以上ご注文の場合は1冊 550円 (税込)、送料は無料です。  
20冊以上ご注文の場合には割引有。

■ 発送: 原則注文受付後の翌営業日(平日)に発送。

■ 支払方法: 銀行振込。商品発送時に請求書を同送いたします。

※ご注文はメールでも承ります。kinchu@map-net.org までお申込みください。